

都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの改訂について

検討趣旨

- 平成18年のバリアフリー法及び同法に基づく各政省令等の施行を受け、公園管理者等が公園施設の整備を行う際のより具体的な指針として、平成20年1月に「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」を策定
- 移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部改正も踏まえ、ハード・ソフトの両面から都市公園におけるバリアフリー化をより一層推進するため、平成24年3月に「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂版）」を作成
- 今般の改正バリアフリー法の完全施行（令和3年4月）や移動等円滑化の促進に関する基本方針の改訂（令和2年12月）に加え、バリアフリーを取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、学識経験者、当事者団体等からなる委員会を設置し、令和3年度中を目途に、都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの改訂を実施予定

改訂のポイント

1. 改正バリアフリー法への対応

- バリアフリー法改正により努力義務化された事項の記載の充実
 - ・高齢者障害者等用施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動
 - ・高齢者・障害者等に対するバリアフリー情報の提供
 - ・市町村に対するバリアフリー情報の提供

2. 計画・設計段階からの当事者参加の推進

- 計画・設計段階からの当事者参加を、都市公園のバリアフリー化の基本的考え方に位置付け

3. 「多機能トイレ」の利用集中、多様な利用者特性への対応

- 以下の観点から記載の充実・見直しをするとともに、「多機能トイレ」を「バリアフリースイートイレ」に改称
 - ・機能分散の推進 ・トイレ全般のバリアフリー水準の底上げ
 - ・多様な利用者特性に対応したバリアフリースイートイレの設備の充実

4. その他

- 移動等円滑化基準の規定をガイドラインの内容と区別して記載
- バリアフリーを取り巻く状況変化に対応した記載の見直し
 - ・出入口の車止め ・野外劇場等の車椅子利用者用観覧スペース
 - ・車椅子利用者用駐車施設 等

委員会における検討体制

学識経験者、当事者団体、事業者、地方公共団体
（委員長：金子忠一（前 東京農業大学 教授））

検討経緯

時期	実施内容
R3年9月	・当事者団体への意見聴取 ・地方公共団体等へのアンケート
R3年11月	第1回委員会開催
R3年11月	・当事者団体への意見聴取
R3年12月	第2回委員会開催
R4年1月	第3回委員会開催
R4年2月24日 ～3月17日	パブリックコメント
R4年3月29日	ガイドライン公表